



相馬市告示第23号

本市の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、同項の規定による告示の日から生ずる。

令和7年3月24日

相馬市長 立 谷 秀 清

字の区域の変更調書

蒲庭	大字	新
孫目	小字	
なし	大字	旧
なし	小字	
蒲庭字孫目二百八十九の三十三及び三百一に隣接する国有地の一部		地番等